

⑫ 処分庁の回答に対する反論書 その2

（2025年7月にさいたま市審理員に提出したモノの本文を転載します）

審理員質問に対する処分庁の回答に対して、次の通り反論します。

（質問事項第2に対する回答について）

質問事項第2に書かれている「改善結果報告書」のデータが事業所のパソコンの中に残っています。この報告書では、「サービス提供責任者の設置」と「従業者の把握、雇用関係の整理」等の改善指示がありました。が、介助者の資格についての記載はありません。

この時点で、行政処分の要因となつた介助者の資格のことがあつたにもかかわらず、監査で資格について改善指示をしていないのはなぜなのでしょう。

それまでの市と私たちとの話し合いの経緯から市職員が介助者の資格のことを知っていたことは明らかであつて、それにもかかわらず、監査で資格のことで改善指示をしないというのは、黙認をしていたということになります。

また、「書類が残っていないからわからない」で済ませていることは、この審査請求に於いて公正で誠実な対応なのでしょうか。

行政処分という権力を行使する市の姿勢として、これでいいのでしょうか。書類が残っていないからこそ、市がその正当性を言うのであれ

ば、その当時の職員から話を聞いたリする必要があるのではないのでしょうか。

なぜ、職員から話を聞いたリ等の調査をしないのか、調査をして事実を確認しないのか、やろうと思えばできることなのにそれをやらない理由がわかりません。この審査請求に於ける市の姿勢は、私たちの信頼を裏切るものと感じています。

介助者の資格について、みなし資格の後、市と私たちの間でどういう話になっていたのでしょうか。

これまでの話し合いがあつて、資格無しでやっていたところから私たちの実践を認めてもらい、推薦登録（松沢方式）を経て措置制度での委託、そして市の裁量で行うとしたみなし資格になりました。

話し合いをもとに市と私たちで障害者が地域で暮らすということを進めてきたということを考えれば、市の裁量で行うとしたみなし資格の後、みなし資格の要件に当てはまらない介助者が出てきた時に、その介助者の資格をどうしていくか話し合いをするべき関係だったと言えます。

2011年8月29日付けて、私たちは障害福祉課課長宛にヘルパー資格についての意見書を提出していますが、これに対して市からの回答はなく、話し合いも行われていません。その後、話し合いに至らなかったことは私たちの反省点でもありますが、同様に市もこの資格のことを放置してきたということでもあります。

市が介助者の資格の状況を知っていたというのは、審査請求で証拠として提出した市職員とのやりとりの記録から明白であり、資格のことを黙認していたにもかかわらず、事業所の指定取消と介護給付費の返還請求の処分を行ったことは信義則に反しています。

そしてまた、市が処分の正当性を言うのであれば、当時の職員から話を聞いたリと調査をして事実を確認することが必要であり、その聞き取りや調査を行わずにこの審査請求についても進めていくということは、処分の妥当性が問われます。

事実をはっきりさせてください。その上で、処分を考えるべきなのではないのでしょうか。